

補装具費支給制度に関する調査

ご回答者記入欄

都道府県	
更生相談所	
担当部署名	

1. 身体障害者に対する補装具全般の判定についてお聞きします。

Q1-1-1 補装具のそれぞれの種目にどのような形で携わっていますか（特例補装具も含む）。更生相談所が各補装具種目の判定業務に直接判定、文書判定、技術的助言のうちどのような形で関わっているかをお聞きします。該当する□にレをお書きください。また、必要に応じて直接判定と文書判定を使い分けている場合は、どのような条件で使い分けているかお書きください。

直接判定がよいとされている種目

	全て 直接判定	全て 文書判定	必要に応じて直接判定と文書判定を使い分けている	必要に応じて直接判定と文書判定を使い分けている 使い分けの条件をお書きください。
義肢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
装具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
座位保持装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
電動車椅子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

文書判定が主である種目

	全て 文書判定		必要に応じて直接判定も行っている
			必要に応じて直接判定も行っている 使い分けの条件をお書きください。
補聴器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
車椅子 (オーダーメイド)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
重度意思伝達装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

市町村が支給決定して差し支え無いとされている種目

	技術的助言を 求められる	技術的助言を 求められない	必要に応じて判定を行っている	
			直接判定	文書判定
義眼	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
眼鏡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車椅子 (レディメイド)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
盲人安全つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 注・・・技術的助言は、地方自治法第245条の4の規定に係わらず電話等の問い合わせ対応も含めてください。

Q1-1-2 補装具費支給の要否を判定する際に、借受けには該当しないまでもデモ機等を試用して製品・部品を決定することはありますか。該当する□にレ点をお書きください。そのとき、だれがデモ機を用意しますか。該当する□にレ点をお書きください。

	デモ機等を用いた部品選択を行っていますか		誰がデモ機を用意していますか。	
	行っている	行っていない	更生相談所が 用意している。	製作事業者が 用意している。
義肢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
装具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
座位保持装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補聴器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車椅子 (オーダーメイド)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
重度意思伝達装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
義眼	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
眼鏡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車椅子 (レディメイド)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
盲人安全つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q1-1-3 補装具費支給の要否を判定する際に、問題だと感じる点や判定をスムーズに行うために改善してほしい点や改善策などありましたらお書きください。（自由記述）

2. 利用者が身体障害児から身体障害者へ移行する際の判定についてお聞きします。

Q2-1 市町村が身体障害児に補装具費支給決定する際に、技術的助言（地方自治法第245条の4の規定に係わらず、電話等の問い合わせに対する技術的助言も含む）を求められますか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- 1) よく求められる。
- 2) たまに求められる。
- 3) ほとんど求められない。
- 4) その他

Q2-1-1 設問Q2-1で助言を求められると回答された方へお聞きします。過去3年間で、市町村が身体障害児に補装具費支給を決定する際に、更生相談所に技術的助言を求めてきた種目はどれですか。該当する種目を全て選び□にレ点をお書きください。

補装具の種目	
<input type="checkbox"/>	義肢
<input type="checkbox"/>	装具
<input type="checkbox"/>	座位保持装置
<input type="checkbox"/>	盲人安全つえ
<input type="checkbox"/>	義眼
<input type="checkbox"/>	眼鏡
<input type="checkbox"/>	補聴器
<input type="checkbox"/>	車椅子（オーダーメイド）
<input type="checkbox"/>	車椅子（レディメイド）

補装具の種目	
<input type="checkbox"/>	電動車椅子
<input type="checkbox"/>	座位保持椅子
<input type="checkbox"/>	起立保持具
<input type="checkbox"/>	歩行器
<input type="checkbox"/>	頭部保持具
<input type="checkbox"/>	排便補助具
<input type="checkbox"/>	歩行補助つえ
<input type="checkbox"/>	重度意思伝達装置

Q2-1-2 設問Q2-1で1)か2)を技術的助言を求められると選択している場合、それはどのような内容で助言を求められますか。該当するものを全て選び□にレ点をお書きください。

(複数回答可)

- 1) 高価な製品・部品の申請
- 2) 複数個の申請
- 3) 特例補装具の申請
- 4) 必要性の根拠が不明確な場合の申請
- 5) その他

Q2-2 身体障害児から身体障害者へ移行して補装具の判定を行う場合、市町村が支給決定してきた補装具についての情報は、市町村と更生相談所間で共有はされていますか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- 1) 常に情報共有している。
- 2) 必要に応じて情報共有している。
- 3) ほとんど情報共有はしていない。
- 4) その他

Q2-2-1 身体障害児から身体障害者へ移行したときに、判定の困難さを感じたことはありますか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- 1) 常にある。
- 2) たまにある
- 3) ほとんどない。
- 4) 全くない。
- 5) その他

Q2-2-2 設問Q2-2-1で 1)～3)を選択した方にお聞きします。どの様なところが困難であると感じていますか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

(複数回答可)

- 1) 身体障害児の心身の発達過程の特殊性を十分考慮して支給決定するものと身体障害者に対する判定の考え方の差異を本人や保護者、学校関係者、育成医療医師と更生相談所で相互に理解するところ
- 2) 身体障害児の使用場面に合わせた複数個使用から、身体障害者の単品使用に生活を変えるところ
- 3) 保護者、学校関係者、育成医療医師、更生相談所間で相互に制度を理解するための場がないところ
- 4) その他

Q2-3 身体障害児から身体障害者へ移行してもいつでもスムーズな判定が行えるようにするためのご意見がありましたらお書きください。(自由記述)

3. 高額補装具・特例補装具の判定についてお聞きします。

Q3-1-1 筋電義手は補装具に該当しますが型式、名称、基本構造が基準にないために特例補装具扱いとなります。平成28年度～30年度までの3年間で特例補装具として筋電義手を判定しましたか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- 判定した。
 判定していない。→ Q3-2へお進みください。

Q3-1-2 設問Q3-1-1で「判定した」を選択された方にお聞きします。経験された年度に筋電義手の申請受付件数と否となった件数およびその理由をお書きください。

		身体障害児について判定したもの		
		申請件数	否となった件数	否と判定したものがあればその理由をお書きください
1	平成28年度	件	件	
2	平成29年度	件	件	
3	平成30年度	件	件	
合 計		件	件	

		身体障害者について判定したもの		
		申請件数	否となった件数	否と判定したものがあればその理由をお書きください
1	平成28年度	件	件	
2	平成29年度	件	件	
3	平成30年度	件	件	
合 計		件	件	

Q3-2-1 本来は特例補装具の対象ではないが、既記載完成用部品で高額な部品を判定する場合、部品の金額により判定が慎重になることはありますか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- これまで使用していたものよりも高価になると慎重になる。
 金額で判定の慎重さは変わらない。→ Q3-3-1へお進みください。

Q3-2-2 これまでの判定で判定が慎重になった経験のある部品を選び□にレ点をお書きください。また、その金額はいくら以上だったか、参考金額をお書きください。

義手用部品

- 1)肩継手
[] 万円
- 2)肘継手
[] 万円
- 3)手継手
[] 万円
- 4)手先具
[] 万円

義足用部品

- 1)股継手
[] 万円
- 2)膝継手
[] 万円
- 3)足継手
[] 万円
- 4)足部
[] 万円
- 5)フォームカバー
[] 万円
- 6)リアルソックス
[] 万円
- 7)その他
[] 万円

装具用部品

- 1)股継手
[] 万円
- 2)膝継手
[] 万円
- 3)足継手
[] 万円

座位保持装置用部品

- 1)支持部
[] 万円
- 2)支持部ベース
[] 万円
- 3)身体保持部品
[] 万円
- 4)構造フレーム
[] 万円
- 5)カットアウトテーブル
[] 万円
- 6)アームレスト
[] 万円

Q3-2-2 高額な部品の使用を判定する場合、他の部品を選択しているときよりも慎重に判断している点はどのようなところかお書きください。（自由記述）

Q3-2-3 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品は3,000点を超える部品点数があり、毎年削除と追加により少しずつ更新されています。高額部品を含め、通知で出た部品についての情報収集はどのようにしていますか。（自由記述）

Q3-3-1 平成30年度から可能になった下肢装具のカーボン加算についてお聞きします。平成30年4月以降にカーボン加算を行った下肢装具を判定しましたか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

既に判定している

まだ、判定していない

Q3-3-2 下肢装具の支持部カーボン加算の判定に必要な情報はどのようなものですか。（自由記述）

Q3-4-1 完成用部品へ高額なものが追加されたり製作要素の加算が追加された場合に、補装具を判定する更生相談所職員に求められるものは何だと考えますか。

（自由記述）

4. その他の種目の視覚関連補装具についてお聞きします。

Q4-1 市区町村から視覚障害の補装具支給に関する相談（判断に悩むケース等）が入った場合、「誰が」どのような専門性の方が対応していますか？

ア. 誰が（ _____ ）

Q4-2 視覚障害関連業務に関わる更生相談所の常勤職員は、視覚関連補装具に関する知識習得の機会がありますか。該当するものを選び□にレ点をお書きください。

ア ある → Q4-2-1へお進みください

イ ない → Q4-2-2へお進みください

Q4-2-1 設問Q4-2で「ア. ある」と回答した方にお尋ねします。具体的にどのような機会を得ていますか。該当するもの全てを選び□にレ点をお書きください。（複数回答可）

- ア. 関連職能団体への参加
- イ. 日本ロービジョン学会や視覚障害リハビリテーション研究発表大会等への参加
- ウ. 地域における視覚障害者支援に関する勉強会や学習会への参加
- エ. 国立障害者リハビリテーションセンターで開催されている研修会への参加
- オ. 所内研修として、視覚障害に関するテーマを取り上げている
- カ. ロービジョンの見えにくい状態を疑似体験し、視覚障害者の困り事を習得
- キ. 視覚障害に関する専門教育（高等教育）を受けた職員の配置
- ク. その他（ _____ ）

Q4-2-2 設問Q4-2で「イ. ない」と回答した方にお尋ねします。その理由は何でしょうか？該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- ア. 必要がないから
- イ. 必要だと思うが、他業務の割合が多く、視覚関連の時間が取りにくい
- ウ. その他（ _____ ）

Q4-3 2014年4月～2019年3月に判定を行った視覚関連の特例補装具について、該当するものを選び□にレ点をお書きください。

- ア. 判定したことがある → Q4-3-1へお進みください
- イ. 問い合わせはあるが、実際に判定はしたことはない → Q4-3-2へお進みください
- ウ. 問い合わせもなく、まったく判定したことはない
- エ. その他（ _____ ）

Q4-3-1 設問Q4-3で「ア. 判定したことがある」と回答した方にお尋ねいたします。具体的な判定品目と判定の要否について教えてください。（自由記述）

Q4-3-2 設問Q4-3で「イ. 問い合わせはあるが、実際に判定はしたことない」と回答した方にお尋ねいたします。具体的に問い合わせの内容と判定に至らなかった理由を教えてください。（自由記述）

5. その他の種目の補聴器についてお聞きします。

現在の聴覚障害に対する補装具費支給の現状を把握するためのものです。

Q 5 - 1 基準内交付として平成30年度の1年間に判定した個数をご記入ください。

- 1) 高度難聴用ポケット型 (_____)個
- 2) 高度難聴用耳かけ型 (_____)個
- 3) 重度難聴用ポケット型 (_____)個
- 4) 重度難聴用耳かけ型 (_____)個
- 5) 耳あな型 (レディメイド) (_____)個
- 6) 耳あな型 (オーダーメイド) (_____)個
- 7) 骨導式ポケット型 (_____)個
- 8) 骨導式眼鏡型 (_____)個
- 9) イヤモールド (_____)個
- 10) FM方式補聴援助システム (_____)個

Q 5 - 2. 特例補装具として平成30年度の1年間に判定した個数をご記入ください。

- 1) 軟骨伝導補聴器 (_____)個
- 2) 骨導式カチューシャ型 (_____)個
- 3) デジタル方式補聴援助システム (_____)個

Q 5 - 3. 平成30年度の1年間に補聴器の両耳同時交付を判定した人数をご記入ください。

(_____)人

Q 5 - 4. 平成30年度の1年間に聴覚障害4級に対して重度難聴用を交付判定した人数をご記入ください。

(_____)人

Q 5 - 5. 平成30年度の1年間に人工内耳装用者に対して特例補装具としてデジタル方式補聴援助システムを交付判定した人数をご記入ください。

(_____)人

6. 補装具費支給制度における借受け対応についてお聞きします。

平成30年度から導入された借受けの支給判定の状況について、平成30年度から現在までの状況をお聞きします。

Q 6 - 1. 借受けの支給判定の有無

(1) あり . . . 下表に件数をご記入ください。

種目 場所	完成用部品			重度障害者用意思伝達装置の本体	歩行器	座位保持椅子
	義肢・装具	BFO	座位保持装置			
①身体の成長	件	件	件	件	件	件
②障害の進行	件	件	件	件	件	件
③比較検討	件	件	件	件	件	件

①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(2) なし

Q 6 - 2. 借受けに関する問い合わせの有無についてあれば件数もお書きください。

Q 6 - 2 - 1. 市町村からの問い合わせ

(1) あり . . . 下表に件数をご記入ください。

種目 場所	完成用部品			重度障害者用意思伝達装置の本体	歩行器	座位保持椅子
	義肢・装具	BFO	座位保持装置			
①身体の成長	件	件	件	件	件	件
②障害の進行	件	件	件	件	件	件
③比較検討	件	件	件	件	件	件

(2) なし

Q 6 - 2 - 2. 補装具業者からの問い合わせ

(1) あり . . . 下表に件数をご記入ください。

種目 場所	完成用部品			重度障害者用意思伝達装置の本体	歩行器	座位保持椅子
	義肢・装具	BFO	座位保持装置			
①身体の成長	件	件	件	件	件	件
②障害の進行	件	件	件	件	件	件
③比較検討	件	件	件	件	件	件

(2) なし

Q 6 - 3. 以下の状況において、借受けをする場合の問題点、課題、ご意見をお書きください。

(自由記述)

① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

--

② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

--

③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

--

Q 6 - 4. 現在の借受け基準の設定における問題・懸念をお書きください。(自由記述)

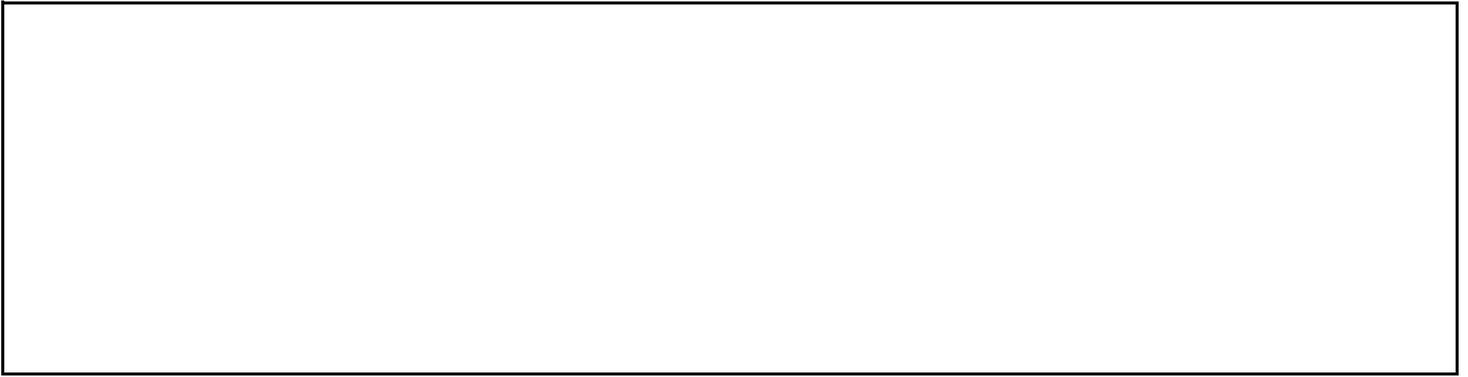
① 完成用部品 (義肢・装具)

--

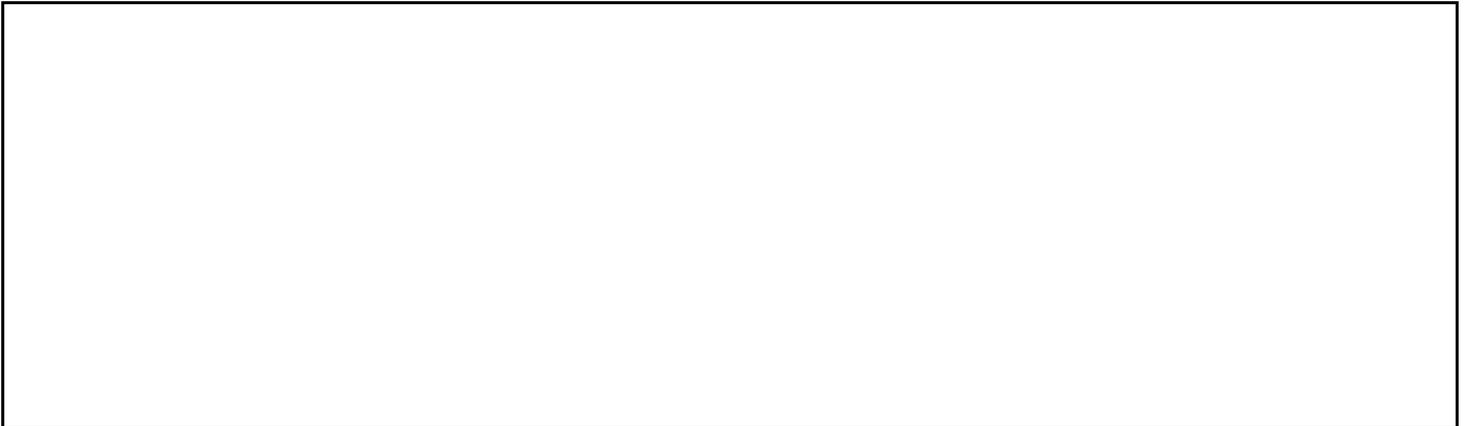
② 完成用部品 (BFO)

--

③完成用部品（座位保持装置）



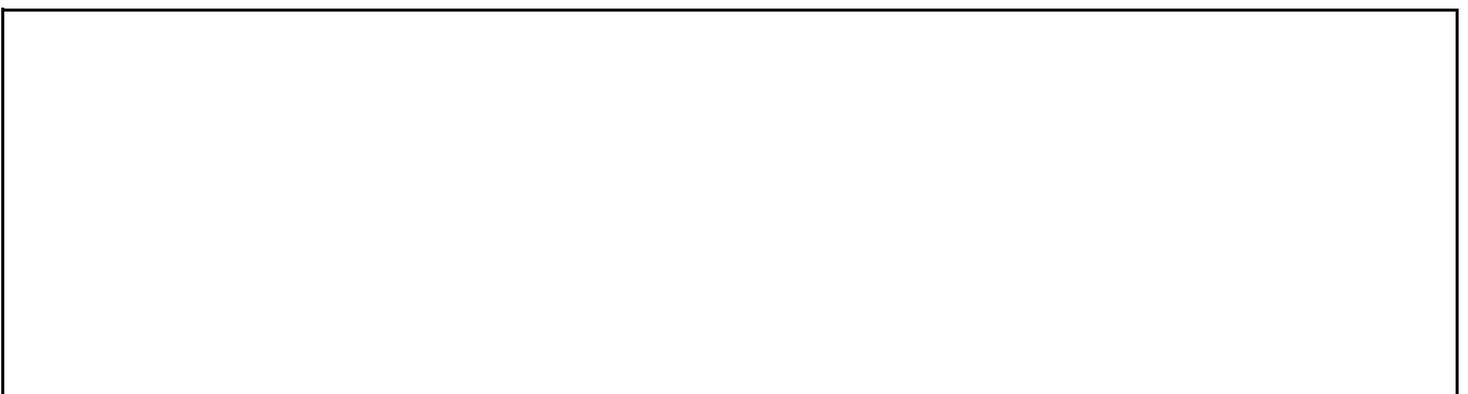
④重度障害者用意思伝達装置の本体



⑤歩行器



⑥座位保持椅子



Q6-5. 借受けの推進のため有効と思われる対応についてご意見がありましたらお書きください。

① 借受けが適当と判断しても（機器の手配ができない等で）借受けできなかった事例がありましたらお書きください。

② 借受けを推進するためのモデル事業についてご意見がありましたらお書きください。

例 ・ 機器を一定数別予算で購入し、業者に委託して運用する。

- ・ 更生相談所が機器を購入し、所有権を保有したまま貸し出す
- ・ 行政（自治体）で貸出機を用意し、広域で融通できる方式ができないか
- ・ テクノエイドセンター的に、全国の貸出機を集中管理する部門ができないか
- ・ NPO等で在庫を管理

③ 市町村との連携、共通理解のための方策がありましたらお書きください。

④ 医療機関との連携、共通理解のための方策がありましたらお書きください。

7. 補装具費支給制度全般についてお聞きします。

Q7-1. 補装具費支給制度における更生相談所の判定業務や制度運用で難しい点、その他、更生相談所の判定に関するご意見などをご自由にお書きください。

8. データの蓄積方法についてお聞きします。

Q8-1. 判定を行った情報はどのように蓄積して管理していますか。

- データの蓄積管理していない。
- 紙データとして蓄積管理している。
- 電子データとして蓄積管理している。
- その他

Q8-2. Q8-1で電子データを蓄積管理していると回答された方にお聞きします。電子データは、どのようなタイプのものですか。

- 紙をスキャンしたPDFデータ
- 表計算ソフトやデータベースのデータとして蓄積管理している。
- その他

アンケート調査は以上になります。
ご協力ありがとうございました。